

第二小下校時見守りパトロール マニュアル



大路区まちづくり協議会

下校時見守りパトロールについて

【趣 旨】

下校時見守りパトロールは、危険場所に協力者が立ち、子ども達が安全に下校できるよう見守ります。また、地域や保護者の方々の声掛け・見守りが子ども達の安全・安心につながります。玄関先で「おかえり」の一言、遠くから見守るだけでも子ども達は安心します。

《地域の子どもは地域で守る》ため、みなさんのご支援、ご協力をお願いいたします。

★計画表を確認し、自分の当番の週をご確認ください。

★パトロール中は横断旗とオレンジ色の帽子またはタスキを必ず使用してください！

★おおよその時間から30分程度立ってください。また、子ども達に声（おかえり・気を付けて）をかけ付近を見守ってください。

《下校時刻》

3校時：11時40分頃

4校時：13時30分頃

5校時：14時50分頃

6校時：15時40分頃

以下の行為はやめましょう。

- * 活動の強制
- * 警察が実施するような取り締まりや警棒等の武器の所持
- * 子どもとの過度なコミュニケーション（過度な接触、あめ・ガム等を含む飲食物の提供、自家用車や私有地への招待、連絡先の交換等）
- * 子どもを叱る、しつけようとする行為（子どもの安全を守るための指導は可）

◆特別日課の場合も、それぞれの下校開始時刻からおおよそ45分間を目安に立ってください。

◆防犯・防災の上で、通学路の危険な場所を確認出来る機会としてもご活用ください。

◆子どもを横断させるために、過剰に自動車を停止させるなどの交通整理はやめましょう。

安全な場所に立ち横断歩道には出ないでください。

また、協力してくれたドライバーには一礼をするなど配慮しましょう。

◆パトロール中は、通学路に不審な人（車）がないか確認してください。もし怪しいと感じたら、迷わず110番へ通報してください。

『防犯協会員 団体総合補償保険制度』の加入について

下校時見守りパトロール等、防犯活動に従事する方が、その活動中の事故によりケガをしたり法律上の賠償責任を負った場合にこれを補償し、安心して活動に従事できる環境を整備することを目的としています。

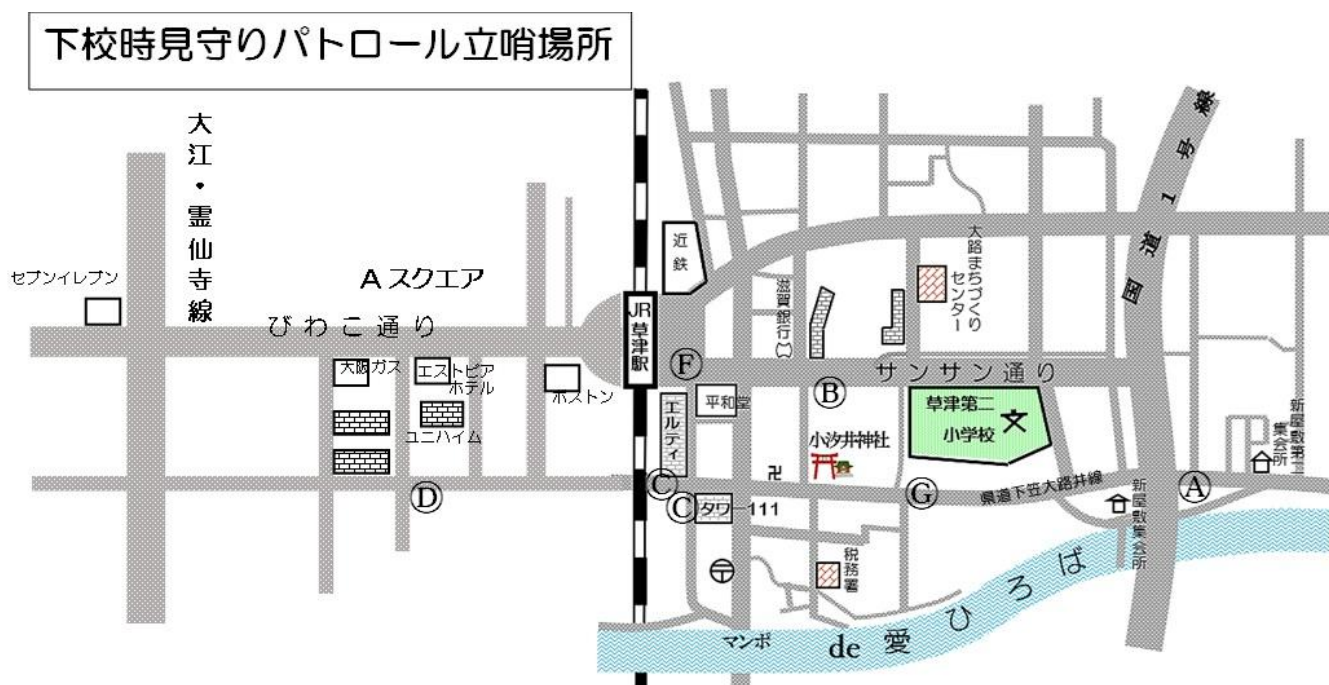
★保険の対象となる方

- ① 防犯協会役員・地区防犯協会長から委嘱を受けた防犯協会員
- ② 防犯活動を行う者として、地区防犯協会または警察署に登録された方
- ③ ①および②の方が防犯活動を行う際の協力者
(保険加入時点で名前が確認できる方にかぎります。)

★保険期間

6月1日午前0時～翌年5月31日午後12時（賠償部分は6月1日午後4時）まで

★申込みについては、各町内会・自治会・各種団体でとりまとめていただき、大路区まちづくり協議会が一括して保険に加入します。



④～⑥の位置で見守りパトロールをしていただいています。

子ども達を見守る方々

町内会・自治会・地域の皆さん



- ・下校の見守り
- ・通学路の安全、見守り

子ども110番



- ・登下校の防犯と安全

防犯ボランティア



- ・防犯パトロール（夏・冬）

第二小の子どもたちは、多くの地域の方々に見守られ成長しています。保護者のみなさんも一緒に子どもたちを見守りましょう。
ご理解とご協力をお願いいたします。

【緊急連絡先】

110番または
草津警察署 563-0110
大路まちづくりセンター 563-5673
(大路区まちづくり協議会)